

FAX 送信先: 審査部門
 FAX 送信方向 03-5620-2910

お客様がお申込
 される会社名(乙) 日本賃貸保証株式会社
 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目 申込書(法人様控)

私(お申込者)は、裏面の「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」
 及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

サイン
 または
 印

JID トリオN

賃貸保証委託申込書(法人用)

太枠内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには☑をご記入ください。

契約締結日 (保証料受領日) 西暦 年 月 日

トリオン申込者	会社名	フリガナ 代表者名	契約書に ご捺印 ください。	業種 主たる 業務 内容				
	所在地	〒 本社 フリガナ		電話 番号				
	ご担当 者名	フリガナ		FAX 番号				
	所在地	〒 勤務地 フリガナ		所属				
	勤務地	〒		役職				
	電話 番号			電話 番号				
	FAX 番号			FAX 番号				
	資本金	万円	年商	万円	従業員数	人	上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場
	取引銀行		主要 取引先		設立	西暦	年	月 日
	転居理由							

代理店名	有限会社 イソ不動産家	担当者 氏名	
電話番号	06-6953-0828	(管理ソフト 顧客番号)	
FAX番号	06-6953-0811	保証番号	
代理店 コード	27A - G51726		

保証期間 (更新)	年毎	初回保証料率 (毎月支払総額×)	%	初回保証料 金額	円
【住居用】1年更新 初回保証料 50%(最低保証料25,000円) 更新保証料 年10,000円 【事業用】2年更新 初回保証料100%(最低保証料50,000円) 更新保証料 50%(最低保証料25,000円) ※ 毎月集送金手数料300円(税別)をご契約者様にご負担いただきます。 ※毎月27日に引落します。(土日・祝日の場合は翌営業日)					

↓ 法人の場合、賃貸借契約上の『連帯保証人』または『連名契約』が必要となります。会社代表者様もしくは入居者様でお願いします。↓

会社代表者	お名前	フリガナ	自宅電話				
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約	携帯電話				
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦	年	月	日(才)
	ご住所	〒	お住い	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有			
	居住年数	年	ヶ月	月収	万円	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供(人)

申込内容等	物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他()			
	物件名称	フリガナ			号室
	所在地	〒			
	敷金	円	家賃	①	円
	礼金	円	管理費 共益費	②	円
	保証金	円	駐車場	③	円
敷引	円	その他	④	円	
		毎月支払 総額※	①+②+③+④	円	

※右記毎月支払総額の外に、
 別途集送金手数料がかかります。

※毎月の約定日「毎月27日(土日・祝日は翌営業日)」に引落ができなかった場合、再請求事務手数料600円(税別)がかかります。
 ※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日入金ですと引落ができません。)

入居者	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄		生年月日	西暦	年	月	日	年齢	才	携帯電話・自宅電話		
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約														
	フリガナ	フリガナ														

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

※ご契約の際にお支払い口座をご記入いただきます。

このお申込書をご使用いただく場合には、
 ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。



お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。

審査確認専用
 タイヤル 0120-641-060

※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。
 ※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

JID 日本賃貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

JIDトリオN 賃借人様用

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条 (利用範囲)

1. 日本賃貸保証株式会社グループ (以下「乙」という) は、お客様 (賃借人、以下「甲」という) から賃貸保証委託契約 (以下「本件委託契約」という) の申込時 (含む契約時) に取得した以下の情報 (以下「個人情報」という) を、関連する業務や情報提供 (賃貸保証業務、家賃専用通帳振替業務、生活支援融資貸付サービスなど) を実施・円滑に遂行することを目的として利用させていただきます。

- (1) 個人情報について
- 乙が所定の申込書に甲が登録した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「個人情報」(含む、本件委託契約締結後に、甲及び関係者等から追加を受ける等により知り得た「変更情報」)
 - 本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等の「契約情報」
 - 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
 - 甲が申告した内容、及び緊急連絡先の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」

(2) 個人情報の提供について

乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供いたします。

【業務委託に伴う個人情報の提供について】

以下のグループ会社へ賃貸保証に関連する集金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を金庫簿別に提供することがあります。

社 名：ジェイアイイー総合管理株式会社
住 所：千葉県木更津市羽鳥野7丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510

個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した遊版販売及び各種情報提供、生活支援融資貸付サービスに関する情報提供を行ったもの、以下の情報を乙のグループ会社へ提供いたします。

提供する情報：氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間、なお、乙は、上記内容について、甲のうち同意を得られた者の個人情報のみを提供いたします。

遊版販売及び各種情報提供の会社
社 名：株式会社ホームマスター24
住 所：千葉県木更津市羽鳥野7丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510

個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://homsai24.com/

生活支援融資貸付サービス提供の会社
社 名：ジェイアイイー総合管理株式会社
住 所：千葉県木更津市羽鳥野7丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510

個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

第2条 (個人情報の取得・利用同意)

1. 甲は、個人情報乙が取得・利用することに同意します。

2. 甲は、本人確認のために、乙が甲の運転免許・パスポート等の証明書の転写内容を確認 (含む、写しの手入) することに同意します。

3. 乙より甲に対し、資料等採納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送信することに同意します。なお、H25年9月以降、簡サービスを利用する際、au携帯電話の安心ロック設定に關らずSMS内に電話番号やURLを入れてお届けします。

第3条 (個人情報の身理関連業務以外の利用・提供等の同意)

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意いたします。

- (1) 賃貸物・印刷物の送付、メール配信・電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
- (2) その他、販売活動・甲向け営業活動のために利用する場合。

(3) 資料等採納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。

2. 甲は、賃貸人、及び集金者が甲の賃貸保証契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報を乙から提供を受け利用することに同意し、また、

第4条 (届出先及び個人信用情報機関への登録・利用)

1. 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第5条 (家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用)

1. 甲は、乙が甲への与信または与信後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報登録されている場合に乙がそれを利用することに同意します。

2. 甲は、本件委託契約に関する常務的な取引事項に基づく個人情報乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に以下の通りあらかじめ届出を承諾し、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会長より甲の資料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間
本件委託契約に関する常務的な取引事項	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから6年間

第6条 (保証期間)

1. 本件委託契約の保証期間は、表面記載の契約期間の通りとします。

2. 原賃貸借契約等の期間途中で本件委託契約を締結する場合、初期は本件委託契約締結日より開始され、終期は原賃貸借契約等の期間満了日までとします。

3. 原賃貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。本件委託契約期間中の保証期間の変更は認められませんが、但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。

(3) 甲・乙間または甲・賃貸人間の係争手続

第6条 (個人情報の提供等に関する)

甲は、乙が債権管理回収に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託 (含む、債権譲渡) をする場合、第1条により取得した個人情報や債権回収会社に提供することに同意します。

第7条 (個人情報の開示・訂正・追加・削除)

1. 乙に取得された自己に関する個人情報や乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。 (この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合は、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じます。)

第8条 (本条項不同意の場合の必要)

1. 甲が本件委託契約において必要な記載事項 (本件委託契約書表面で記載すべき事項) の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承諾しない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があります。但し、本条項の第2条に同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否することはありません。

2. 賃貸人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があります。

第9条 (審査結果の連絡)

1. 甲が乙からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃貸人に通知することに同意します。なお、甲及び取次会社または賃貸人に対し、審査結果に関する理由が明示を要しません。

第10条 (個人情報の管理)

乙は、その管理下にある個人情報の漏失、誤用、改変を防止するために、適切にセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報取扱履歴を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第11条 (問合せ窓口及び個人情報保護管理者)

乙は、本件委託契約に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

社 名：日本賃貸保証株式会社
住 所：千葉県木更津市羽鳥野7丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510

個人情報保護管理者：取締役

賃貸保証委託約款

私 (賃借人、以下「甲」という) と日本賃貸保証株式会社 (以下「乙」という) は、表記載の物件 (以下「本物件」という) に関する原賃貸借契約 (一時的借付・利用契約を含む。以下「原賃貸借契約」という) に基づく甲の賃貸人一時使用契約につき、賃貸保証委託契約 (以下「本件委託契約」という) を締結します。

第1条 (賃貸保証の委託)

1. 本件委託契約は原賃貸借契約等に基づき発生する債務について、甲は乙に対し、乙が保証料を支払った場合、乙はこれを承諾し、本件は、「借証番号ご通知」により、乙から甲に通知された承認番号が記載されている場合、及び同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。

2. 甲が法人の場合は、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原賃貸借契約等の借主であることにより、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者による借主承認を必要とする旨を認め、乙はこれを認めていません。

3. 賃貸人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃貸人及び乙が保証約款に同意する場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条 (賃貸保証料)

1. 甲は、表面記載の賃貸保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。

2. 賃貸料は、賃貸保証料を支払った甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づく求償権を甲に対して行使しないものとします。

3. 原賃貸借契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は賃貸保証料の返還を請求しません。

第3条 (本件委託契約の成立)

本件委託契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本書を締結し、甲が賃貸保証料を支払ったとき、本件委託契約は成立します。

第4条 (保証の範囲)

乙は、次の各号に該当する債務について甲と連帯して保証します。但し、原賃貸借契約に明記されていることが条件となります。

- (1) 原賃貸借契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料等 (以下「賃料等」という)。但し、本件委託契約書に記載されているものに限ります。
- (2) 原賃貸借契約等の解除後における本物件の明け渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害。但し、第5条3項の明渡しが完了の日を以て賃料等相当損害に対する責任は終了します。なお、明渡しの日割賃料等を計算する場合は、明渡しの末日日数を分母に計算するものとします。
- (3) 原賃貸借契約等解除後、本物件に動産類 (車両も含む) がある場合、その搬出・運搬・保管・処分にかかわる費用。
- (4) 前各号の保証履行に關し、訴訟等の法的手続きに要した費用。
- (5) その他、乙が借主と認められたもの。

第5条 (保証期間)

1. 本件委託契約の保証期間は、表面記載の契約期間の通りとします。

2. 原賃貸借契約等の期間途中で本件委託契約を締結する場合、初期は本件委託契約締結日より開始され、終期は原賃貸借契約等の期間満了日までとします。

3. 原賃貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。本件委託契約期間中の保証期間の変更は認められませんが、但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。

第6条 (保証内容の変更)

1. 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。

2. 前項によって届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第7条 (原賃借契約の更新)

1. 原賃借契約等が更新されることとなる場合、本件委託契約も自動的に更新されるものとします。但し、正当事由の有無に関わらず、賃貸人甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃貸人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合に、本件委託契約は期間満了によって終了します。なお、第三者が賃貸保証料を支払った場合には、甲は、これに対して異議を述べないものとします。

2. 借主、更新後の賃貸保証料を、本件委託契約締結時に定めた方法で、預金口座振替指定に誘導し、自動引落しにより支払います。

3. 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することができることを甲へ承諾します。

4. 賃貸保証料の徴収は、自動振替控のため乙は原則発行しません。

5. 本件委託契約を更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合もありません。

6. 甲は乙に対し、契約満了月の末日まで更新保証料を支払わなければならないものとします。甲が更新保証料の支払を遅滞したときは、甲は乙に対し、その遅延及びこれに対する年14.6%の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。

第8条 (定期借家契約)

本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。

- 原賃貸借契約等が毎賃料が満了した後も、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
- 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃貸人または第三者から本物件を明渡した日をもって本件委託契約は終了します。この明渡しの日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。
- 賃貸人または賃貸人代理人が原賃貸借契約等期間満了の事前通知義務を怠ったため、契約終了日が延期された場合でも、表面記載の契約期間満了日をもって本件委託契約は終了します。
- 定期借家契約が専ら契約の場合は、第7条の更新と同様の扱いとします。
- 原賃貸借契約等が賃借期間の延長を認めない場合において、再契約をする場合は新規申込と同様、乙指定の「賃貸保証委託申込書」を乙に提出した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条 (保証債務の履行)

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅滞したため、乙が賃貸人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しを完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

第10条 (求償権の範囲)

1. 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。

2. 前項に加え、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。

3. 明渡しに關する費用を甲が負担した場合も、前項と同様とします。

第11条 (事前承諾)

甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行に代わって甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。

- 甲が破産手続開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃貸人がその破産財団の配当に加入しないとき。
- 原賃貸借契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第12条 (敷金・保証金等の預り金の取扱い)

原賃貸借契約等に基づいて甲が賃貸人に預けた敷金・保証金等については、甲が本物件の明渡しを完了後、甲の本払賃料等及び原付戻費用に充当した後、さらに余りがあるときは、甲が乙に支払うべき未払いの債務に充当されるものとします。

第13条 (勤務先等への連絡)

1. 甲は、乙が甲の居宅または携帯電話の電話番号に連絡しても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることができるものとします。

2. 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による問い合わせについて、乙に対し、各自の知り得る範囲内における一切の請求を拒絶することが出来ません。

第14条 (本物件内の立ち入り)

乙は、法令上認められている場合、または、甲に於いて物件の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

第15条 (連絡要請)

甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約等に同数または保証金を差し込んでいる旨を甲に開示し、乙は甲に対し、物件の原に年報を戻すことと連絡を要請するための緊急連絡先を届け出ることが出来ます。但し、物件の入室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第17条 (動産類の保管及び処分)

1. 原賃貸借契約等が解除された後、甲が本物件の明渡しを完了し、甲が本物件の賃料等を放棄した状態に本物件内に動産類 (車両も含む、明らかにゴミ類を除く) がある場合、乙はこれを本件委託契約の範囲に保管します。この場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し事前に通知することなくこれを処分または積

置することが出来ます。

2. 前項に關して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第18条 (原賃借契約等の解除)

法令上認められている場合は賃借人の同意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃借契約等を解除することが出来ます。

第19条 (賃借権の承継)

1. 甲の死亡等により借権の履行ができなくなった場合について賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間満了まで当該承継人との間で本件委託契約は継続します。

2. 前項に基づき賃借権を承継した者は、第6条に定める保証内容変更を書面に届け出をしなければなりません。

第20条 (貸金・送金・保証金の前払い)

1. 甲が原賃借契約等に基づいて賃貸人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙から委託を受けた三菱UFJニコス株式会社が行います。

2. 集金は、預金口座振替指定に基づいて、甲の預金口座から行われます。なお、利用出来る口座は甲名義の口座のみとします。

3. 賃料等の引落日は、毎月27日 (金融機関が休業日の場合は翌営業日) とします。なお、賃貸人の賃料送金手数料は、甲の負担とし、引落しにかかります。

4. 乙は、集金した賃料等の賃貸人への集金を「保証契約書または保証約款」に基づいて行います。

第3項の期日に引落しできなかった場合は、乙が、賃貸人に保証金 (未納賃料等相当額) を前払いします。 (なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しを完了し、全ての債務が確定した後に保証債務を履行するものであり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。引落権の内訳により、次回以降の引落しを止める場合があります。)

前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納賃料等及び引落請求手数料600円 (消費税) を支払うものとします。支払方法は、金融機関での振込みまたはコンビニエンスストア等での振込みとなります。但し、振込みと振込みに要する費用は、甲の負担とします。なお、賃料等、更新保証料の合計が3万円を超える場合はコンビニエンスストアで使用する払込票は発行されません。

甲が未納賃料等を滞り、その滞り未払いの債務の全部に充てないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。但し、支払明細書の旨に於いては既に充当します。

- 更新保証料等、乙に対する債務
- 未納賃料等
- その他の債務

甲が本件委託契約締結時に賃料等を支払った月 (期間) と借主開始によって乙が賃料等を集金する予定の月 (期間) との間に、賃料等未払 (期間) が発生する場合は、乙が賃貸人に対し、当該賃料等未払月 (期間) の賃料等相当額の保証金を前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、6ヶ月間の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。但し、甲は、請求入れ遅い賃貸人に当該賃料等を支払ったときも、その旨を乙に通知するものとします。

第21条 (請求書等の郵便物の送達等)

1. 甲指定の住所に郵送した請求書等の郵便物が届着または到着しなかった場合には、通常郵送すべき住所に郵送したものとします。

2. 同一集金口座で郵便物の送付住所が複数ある場合には、甲の承諾なく乙は送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

第22条 (管轄裁判所)

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

第23条 (その他事項)

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

第24条 (問合せ窓口)

1. 原賃貸借契約等についてのお問合せは、賃貸人または代理店にご連絡ください。

2. 本件委託契約についてのお問合せは、日本賃貸保証株式会社にご連絡ください。

3. 引落し・コンビニエンスストア等の支払についてのお問合せは、ジェイアイイー総合管理株式会社にご連絡ください。

JID/N 2014.01現在

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…

社名：日本賃貸保証株式会社
住所：〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野7丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510
営業時間：平日9：00～18：00

引落し・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…

社名：ジェイアイイー総合管理株式会社
住所：〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野7丁目2番地4
電話番号：03-4232-2510
営業時間：平日9：00～18：00